21	六軒	岐阜県各務原市	東海旅客鉄道㈱	高山線	各務原市	市道	蘇南53号線	第４号	第９号
22	深沼	岐阜県羽島郡岐南町	東海旅客鉄道㈱	東海道線	岐阜県	県道	岐阜岐南線	第１号	—
23	瓢箪山５号	愛知県名古屋市守山区	名古屋鉄道㈱	瀬戸線	名古屋市	市道	南島線	第１号	—
24	松原第２号	大阪府松原市	近畿日本鉄道㈱	南大阪線	松原市	市道	西大塚７号線	第12号	—
25	妻鹿ずい道東	兵庫県姫路市	山陽電気鉄道㈱	本線	姫路市	市道	白浜74号線	第10号	—
26	魚住学校道	兵庫県明石市	山陽電気鉄道㈱	本線	明石市	市道	魚住62号線	第10号	—
27	谷八木西	兵庫県明石市	山陽電気鉄道㈱	本線	明石市	市道	大久保559号線	第10号	—
28	中八木	兵庫県明石市	山陽電気鉄道㈱	本線	明石市	市道	大久保55号線	第10号	—
29	可愛川	広島県廿日市市	広島電鉄㈱	宮島線	広島県	県道	虫道廿日市線	第４号	—
30	平良	広島県廿日市市	西日本旅客鉄道㈱	山陽線	広島県	県道	虫道廿日市線	第４号	—
31	木屋瀬12号	福岡県直方市	筑豊電気鉄道㈱	筑豊電気鉄道線	直方市	市道	感田53号線	第６号	—

公告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第１１４６号

さいたま市緑区大字中野田843番地25、旧住所埼玉県川口市戸塚鋏町24番５号　ソルデンテ21　104号

債務者　大枝　明美

1　決定年月日時　令和８年７月27日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　眞中　忠治

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月２日午前10時10分

5　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１１４７号

さいたま市緑区大字中野田843番地25、旧住所埼玉県川口市戸塚鋏町24番５号　ソルデンテ21　104号

債務者　大枝　正明

1　決定年月日時　令和８年７月27日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　眞中　忠治

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月２日午前10時10分

5　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１２３７号

埼玉県久喜市菖蒲町三箇1281番地７

債務者　坂本　公彦（旧姓江森）

1　決定年月日時　令和８年７月28日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　根岸　遼

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月２日午後２時10分

5　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第２２８号

奈良市法蓮町203番地の２　ラ・ミア・ヴィータ303号

債務者　ｃａｐｒｉｃｅこと　大西　彰

1　決定年月日時　令和８年７月28日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　吉田　育司

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月２日午前10時30分

5　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで　奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１６号

和歌山県日高郡美浜町大字和田1365番地の１（101）、前住所和歌山県田辺市文里二丁目17番９－１号

債務者　ＳＯＲＡ企画こと　遠藤　龍

1　決定年月日時　令和８年７月29日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　馬場亜紀子

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月26日午前10時

5　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで　和歌山地方裁判所御坊支部

令和８年（フ）第１０２号

富山県南砺市法林寺183番地

債務者　中川　吉宏

1　決定年月日時　令和８年７月29日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　酒井　貴春

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月22日午前10時45分

5　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで　富山地方裁判所高岡支部

令和８年（フ）第２０３号

長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷2011番地９　リバーサイドオガワ202号

債務者　吉川　麻衣（旧姓堂野）

1　決定年月日時　令和８年７月29日午前11時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　永岡亜也子

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月28日午前10時30分

5　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１２８号

富山県富山市砂町１番12―101号　コンチネンタル砂町

債務者　岩林　浩史

1　決定年月日時　令和８年７月28日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　板屋　康平

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月27日午前10時30分

5　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで　富山地方裁判所民事部